

# 住田町簡易水道事業 経営戦略

(令和8年度～令和17年度)

令和8(2026)年3月

住田町建設課

# 住田町簡易水道事業経営戦略

団 体 名 : 住田町

事 業 名 : 簡易水道事業

策 定 日 : 令和 8 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 8 年度 ~ 令和 17 年度

## 1. 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 給 水

供用開始年月日	昭和30年4月1日	計画給水人口	3,860	人
法適(全部・財務) ・非適の区分	法適(財務) (令和2年4月地方公営企業法一部適用)	現在給水人口	3,032	人
		有収水量密度	197	千m <sup>3</sup> /ha

#### ② 施 設

水 源	<input checked="" type="checkbox"/> 表流水, <input type="checkbox"/> ダム, <input type="checkbox"/> 伏流水, <input type="checkbox"/> 地下水, <input type="checkbox"/> 受水, <input type="checkbox"/> その他			
施 設 数	浄水場設置数	4	管 路 延 長	59.7
	配水池設置数	10		
施 設 能 力	1,967	m <sup>3</sup> /日	施 設 利 用 率	52.9 %

#### ③ 料 金

料 金 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	料金は従量制となっている。料金体系は下記の料金表の通りである。 ◆ 水道料金=基本料金+メーター使用料+水量料金 ◆ 別途消費税及び地方消費税が加算される		
料 金 改 定 年 月 日 (消費税のみの改定は含まない)	平成10年4月1日		

#### <料金表>

口 径 別	基本料金 (1か月につき)	メーター使用料	水量料金
13mm	500円	100円	1m <sup>3</sup> ~10m <sup>3</sup>
20mm	800円	180円	1m <sup>3</sup> につき100円を加算
25mm	1,500円	185円	11m <sup>3</sup> ~20m <sup>3</sup>
30mm	2,500円	300円	1m <sup>3</sup> につき200円を加算
40mm	5,000円	360円	21m <sup>3</sup> ~100m <sup>3</sup>
50mm	10,000円	770円	1m <sup>3</sup> につき300円を加算
75mm	25,000円	1,750円	101m <sup>3</sup> 以上
100mm以上	別に町長が定める		1m <sup>3</sup> につき400円を加算

#### ④ 組 織

<b>【職員数】</b> 上下水道担当は令和7年度現在3人で、業務は簡易水道事業、下水道事業、浄化槽事業等に兼務して従事している。職員給与の予算措置については、簡易水道事業会計に1人、下水道事業会計に1人としている(主事・技師級)。
<b>【事業運営組織】</b> 平成14年度に水道課を建設課へ統合し、建設課(水道係、下水道係)として運営。 平成27年度に建設課水道係と下水道係を上下水道係に統合。 令和4年度に体制変更のため上下水道担当へ変更。

# 経営比較分析表（令和6年度決算）

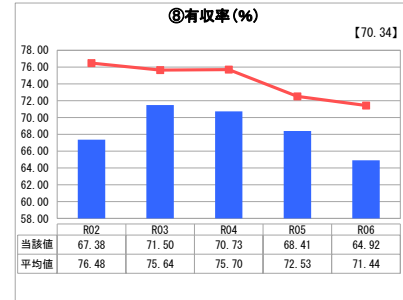
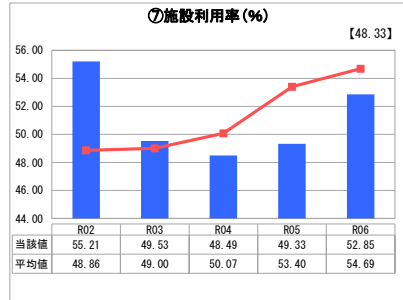
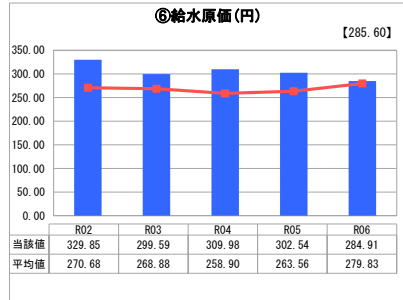
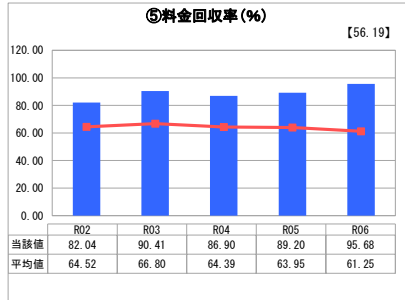
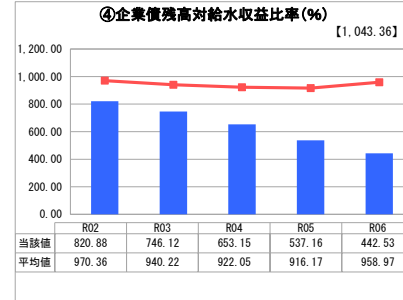
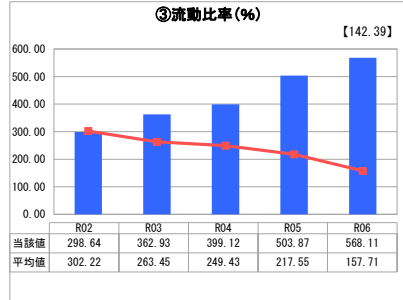
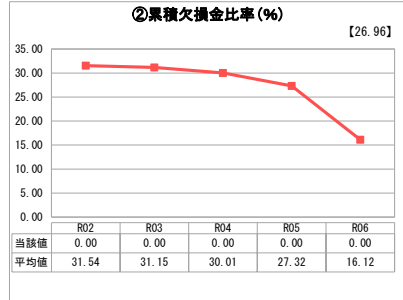
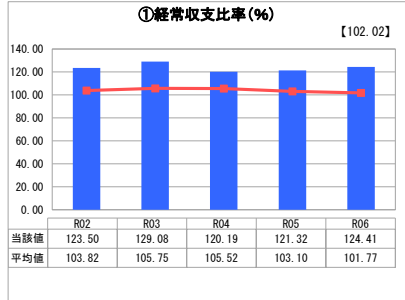
岩手県 住田町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	水道事業	簡易水道事業	C3	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家産料金(円)	
-	83.29	65.42	3,960	

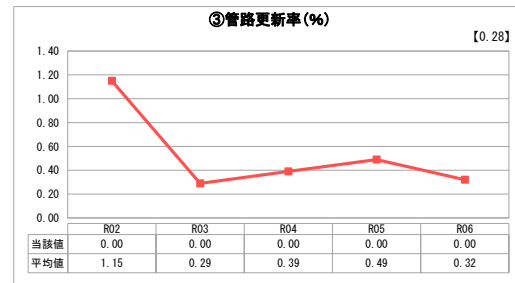
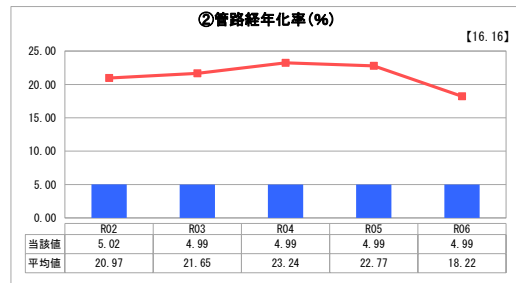
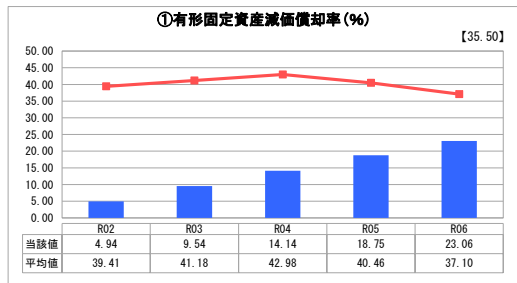
人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
4,681	334.84	13.98
現在給水人口(人)	給水区域面積(km <sup>2</sup> )	給水人口密度(人/km <sup>2</sup> )
3,032	12.49	242.75

グラフ凡例
■ 当該団体値(当該値)
— 類似団体平均値(平均値)
【】 令和6年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



## 2. 老朽化の状況



## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

経常収支比率は、100%を超えているものの料金回収率が100%を下回っている。これは給水収益以外の収入に依存している状況であり、一般会計繰入金等に頼っているためである。今後は人口減少により給水収益が徐々に減少していくことが予想される。施設更新に伴い、減価償却等の費用が増加する見通しである。収益の改善のため、令和7年度に料金改定について検討し、令和8年度に水道審議会を実施する予定である。企業債残高対給水収益比率は、近年新たな企業債を借入していなかったことから、企業債残高は減少している。令和6年度より更新事業に伴う企業債の借入が増えることから、同比率の上昇が見込まれる。流動比率は類似団体平均値よりも高い水準であり、今後の流動負債の増加に対して、一定程度の支払能力は確保できているものと考えられる。給水原価については、有収水量が減ったものの経常費用も減ったため、前年度よりも低くなった。また、これに伴い、料金回収率は、前年度よりも高くなっている。しかしながら、今後も、供給単価と給水原価の乖離幅を埋めていく必要がある。有収率に関しては、依然全国、類似団体の平均以下の現状から、細かな漏水調査や管路更新箇所の検討を行う必要がある。施設利用率は、50%前後を推移しているが、今後、人口減少により一層低下していくことが懸念される。浄水場等の統合は当時の地形的に困難なため各施設の給水能力の妥当性を検討していく必要がある。

### 2. 老朽化の状況について

法適用時点で、償却済みの固定資産も多いことから、類似団体及び全国平均よりも減価償却率は低い数値となっている。そのため、修繕費の増加が懸念され、経営の悪化も考えられる。耐用年数を過ぎている資産、特に、浄水場における機械及び電気設備については順次更新していく必要がある。令和6年度に策定のアセットマネジメント計画により、更新費用の全体像を把握し、経営状況を確認しつつ、老朽化した施設の更新を行うこととしている。

## 全体総括

給水人口の減少による給水収益の減は、事業運営の大きな課題である。今後は、収益は減少傾向、費用は上昇傾向の状況が続いていくものと考えられる。費用の増加は、設備更新に伴う減価償却費の増加、人件費や物価高騰による維持管理費等の上昇が主なものと見込まれる。給水人口の減少は、一層の加速が懸念されるため、収益の維持向上を目指して経営していく必要がある。経営環境の悪化が見込まれる中でもサービスを継続していくため、アセットマネジメント計画による計画的な事業運営を目指す必要がある。また、人員確保が困難なところであるため、広域的な人材確保の取組みやPPP等の活用について検討を進める。今後は、経営の安定化を目指した収入確保への取り組み（令和7年度に料金改定を検討、令和8年度に水道審議会を開催する予定）と費用削減の取組み（共同委託等）を実施していく。

## (2) これまでの主な経営健全化の取組

アセットマネジメント(資産管理の実践活動)により、中長期の更新需要と必要財源の明確化に努めている。また、収益改善のため、令和9年度の料金改定に向けた検討に取り組んでいる。

### 【民間活用の状況】

- ・ 民間委託:簡易水道施設維持管理及び検針業務、漏水調査業務、自家用電気工作物保安管理業務、病原菌検査業務、水道水質検査業務を民間業者に委託している。今後は委託内容を精査し、改善に努めていく。なお、現在のところ、施設統廃合の予定はない。
- ・ 指定管理者制度:具体的な取組みはなく未検討
- ・ PFI/DBO:具体的な取組みはなく未検討

### 【資産活用の状況】

- ・ エネルギー利用(水力発電等):該当なし
- ・ 土地(未利用土地、施設の活用等):該当なし

### 【施設統廃合、広域化】

- ・ 施設統廃合:平成20年度に町内にあった5つの簡易水道事業を統廃合して、同年度に住田町簡易水道事業となった。その後、平成21年度から旧民営川口簡易水道及び旧町営世田米簡易水道を施設統合し、平成25年度に簡易水道料金の統一を行っている。現在のところ、今後の施設統廃合の予定はない。
- ・ 広域化:岩手県水道基盤強化検討会・広域連携検討会等に参加し、広域化の方策について検討している。また、大船渡市及び陸前高田市との水質検査の共同発注によりコストの削減を図っている。その他の連携は可能性を検討している段階である。

\*1 水道事業の広域化とは、水道法(昭和32年法律第177号)第2条の2第2項の市町村の区域を超えた広域的な水道事業者間の連携等に当たるものである。その具体的な方策としては、経営統合(事業統合及び経営の一体化をいう。以下同じ。)、浄水場等一部の施設の共同設置や事務の広域的処理等がある。

## (3) 経営比較分析表等を活用した現状分析

直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)は次のとおり。経営及び施設の状態を表す経営指標を活用し、経年比較や全国の類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行っている。

- ・ 料金回収率(水道料金で回収すべき給水費用をどの程度料金で賄っているかを表す指標)は、平均値で95.68%となっており、改善の余地がある。
- ・ 給水原価(水道水の供給に係るコストを表した指標)は、類似団体の平均値を上回る傾向となっている。
- ・ 有形固定資産減価償却率(資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標)は、近年類似団体の平均値を下回っている。当該値は約23.1%となっているが、徐々に上昇し本格的な更新時期の到来が見込まれる。
- ・ 管路老朽化率(法定耐用年数を超えた管路延長の割合)は5.0であり、本格的な更新時期に至るのは先である。

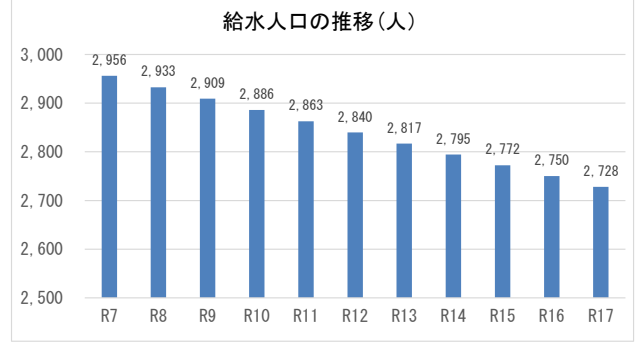
引き続き、分析結果等を踏まえながら経営の健全性・効率性への対応を検討する。

※ 経営比較分析表は次ページ

## 2. 将来の事業環境

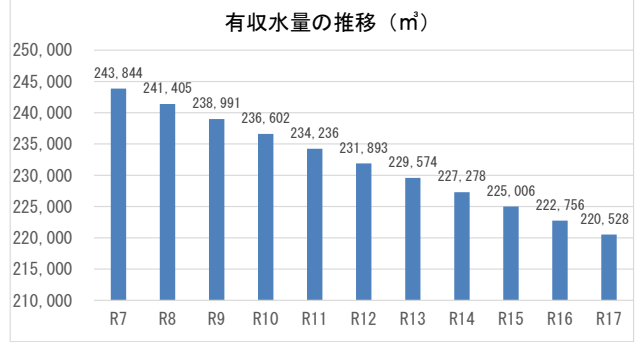
### (1) 給水人口の予測

給水人口は、これまでの減少率を鑑みて前年度比△2.5%と想定すると、令和17年度の給水人口は2,728人となる見込みである。実際の人口の減少率は、推計以上に大きくなる可能性が高く、予測した給水人口よりも減少することもあり得る。



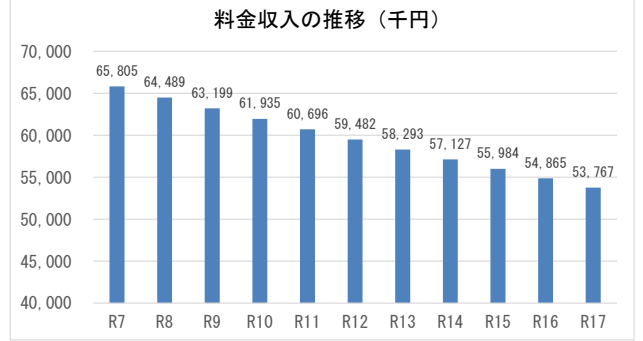
### (2) 水需要の予測

新たな民間アパート等の建設が増え、新たな需要の増加が期待できる部分があるが、その増加数よりも、自然減等による減少数の方が多く、水需要は期待するほど増加せず、減少の傾向で推移していくと見込まれる。予測した給水人口に対して、現在と同様の水需要と予測すると年間有収水量は、令和17年度に220,528 m<sup>3</sup>となる予測である。水道使用者の節水意識の高まりや、節水型給水装置の普及等の影響も大きく、今後の水需要も、減少して行くものと考えられる。



### (3) 料金収入の見通し

本町の料金体系は従量制となっているため、給水箇所が増加しても、個々の使用水量が少ないと、水道料金の単価が低い部分での使用水量の増加となるため、思うような増収とはならない。給水人口及び水需要が減少傾向を示しているため、料金を改定しない場合、令和17年度の料金収入は53,767千円となる見込みである。収益改善に向けた料金改定の検討は必要と言える。



### (4) 組織の見通し

現体制は、建設課上下水道担当で3人体制となっており、これ以上の人員削減を検討することは、現実的ではなく、最低限、現体制の維持が必要である。また、全国的な状況と同様に技術職員の確保が難しい状況にあり、技術職員への業務負担が過多になる可能性がある。また、事務職員の公営企業会計の基礎知識習得が課題となっている。

人材確保が難しい場合は、近隣事業者との連携、外部委託及び定型業務のシステムへの代替等による運営体制の維持が必要となってくる。

## 3. 経営の基本方針

「住田町地域水道ビジョン」に掲げる運営方針と同様に「サービス水準の向上と経営基盤の強化」、「計画的、効率的な整備と高水準化」に努めることを経営の基本方針とする。給水人口及び水需要の減少する中で、水道料金の減収が予測されるが、安全で安定した水道水を供給し続けるため、次の3項目に重点を置き、経営改善を実施していく。

- ① 経営基盤の強化: 事務事業の効率化、コスト削減により経営改善に努める。
- ② 計画的な施設整備: 効果的な施設整備となるよう老朽施設の耐用年数や劣化状況を把握し、財政状況を踏まえ計画的な更新を実施する。
- ③ 水道サービスの充実: 多様化する住民ニーズへの迅速な対応、業務状況の情報公開により水道サービスの充実を図る。

#### 4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)： 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

##### ① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	<p>【目標】現在稼働している水道施設の長寿命化を図るため、適切な時期に施設更新等を行い、施設修繕費用の削減を図る。</p> <p>【目標指標】R17 有収率 70.0%(R6:64.72%) R17 料金回収率 100.0%(R6:95.68%)</p>
-----	--

##### 【全体的な考え方】

浄水場内の電気及び機械設備は耐用年数を超過している施設が多く、老朽化が進み、修繕費が増加傾向にあることから、浄水場の電気設備機械設備を中心に優先度、緊急度の高いものから施設投資を実施する。また、管路においても漏水による修繕が多く、有収率が類似団体よりも低いことから漏水が地域に絞って管路更新についての投資を実施していく。また、施設更新により維持管理における修繕費を現状よりも削減することで、有収率を向上させ、経常費用を抑えて供給原価を類似団体平均の水準とし、料金回収率の改善を図る。

限られた予算規模の中で、適切な更新による事業運営の維持が求められる。

##### 【各項目の積算根拠】

(建設改良費)アセットマネジメントに基づく事業を実施する予定であるが、支出が過大となることが懸念されるため、50,000千円を限度として計上している。

主な実施予定事業は以下のとおりである。限度額の中で効率的な更新を検討する必要がある。

- ・ 合地沢浄水場(ろ材更新、計測機器等)
- ・ 金沢浄水場(ろ材更新、計測機器、滅菌装置等)
- ・ 桧山浄水場(薬品注入設備、計測機器等)
- ・ 共通(減圧弁、中央監視室、耐震化)

(減価償却費)現在の施設における減価償却予定額に、新たに建設改良する事業分を加えて計上。

(企業債償還金)現行の償還計画に加えて、新たな企業債の借入分を計上。なお、新規借入額は事業費のほぼ全額を想定している。

##### ② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	<p>【目標】水需要の減少等により料金収入が毎年減収となり、企業債の元利償還金が減少する期間には一般会計繰入金も減少し、収入総額が減少する傾向が予測されるが、適正に経営し収支の均衡を図る。</p> <p>【目標指標】R17 経常収支比率 100%以上(R6:124.4%)</p>
-----	--

##### 【全体的な考え方】

収支計画における財源は、料金収入、一般会計からの繰入金、企業債を主な財源として計上している。料金収入においては、行政人口の減少により、給水人口や水需要も併せて減少していくことが予想され、年々減少していくものと考えられる。よって収入の維持を目指し、給水区域内の水道普及率向上、料金改定の検討が必要となってくる。一般会計からの繰入金は、国の繰出基準に基づいて算出した所要額(基準内繰入金)を財源として計上しているが、経常費用を削減してもなお料金収入で費用を補えない場合は、基準外繰入金財源として必要となる。企業債は、金利等の借入条件を考慮しながら、債務超過とならないように慎重に借入を進めていく。

##### 【各項目の積算根拠】

(料金収入)料金収入は、実績をもとに減収割合を計算し想定見込み額を算出。その上で、R9、R12において改定による増収分を見込んだ額を計上。

(増収目標であり、改定率は確定ではない。)

(繰入金)総務省繰出基準をもとに算出した上で、所要額を計上。料金改定をもってもなお、収支が厳しい場合は基準外繰入金を計上している。

(企業債)建設改良費の財源として、新たな企業債の借入額を計上。基本的に建設改良費の全額を見込んでいく。

##### 【その他】

資産の有効活用による収益の確保等については、事業、資産規模から鑑み実施の予定はない。

##### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

##### 【全体的な考え方】

本町の地形的条件等により、これ以上道施設・設備を統合することや施設・設備の合理化等は期待できないが、個々の施設にかかる経費や一般管理費削減に努める。

##### 【各項目の積算根拠】

(職員給与費)職員の異動等もあり、配置職員により変動が大きいことから平均として30歳程度とした想定額を計上。上昇分は給与改定等による変動を考慮したもの。(委託料)水道施設維持管理業務、検針業務、水質検査業務等を民間へ委託し、人件費等の削減を図っている。本町の事業規模が小さいため、包括的民間委託、指定管理制度等を導入には課題がある。

(修繕費)施設の老朽化に伴い年々増加しているが、固定資産の耐用年数を超過している施設を順次更新していくことで修繕費の削減を図る。しかしながら、現状として想定外の故障の発生も見込まれることから、実績に基づく計算及び上限目標により計上している。

(動力費)水道施設が今後増える計画はないが、電気料金等の価格上昇も見据えて毎年1%上昇する見込みで計上している。



## 5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項	毎年度、決算情報をもとに進捗管理(モニタリング)を行い、最低限5年ごとに見直し(ローリング)を行う。PDCAサイクルによる経営戦略の事後検証を行い、現状と合わない部分について経営戦略の改定(更新)を行っていく。 その際、収支実績や投資・財政計画に係る目標指標の確認、分析を実施していく。
-------------------------	--



## 投資・財政計画 (収支計画)

簡易水道事業会計

(単位:千円)

区 分		年 度												
		R5 (決算)	R6 (決算)	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
資 本 的 収 入	1. 企 業 債		11,500	15,000	67,200	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
	うち資本費平準化債													
	2. 他 会 計 出 資 金	38,468	30,799	24,985	22,206	14,581	8,344	9,150	12,808	16,471	20,137	23,399	25,677	29,043
	3. 他 会 計 補 助 金													
	4. 他 会 計 負 担 金													
	5. 他 会 計 借 入 金													
	6. 国(都道府県)補助金													
	7. 固定資産売却代金													
	8. 工 事 負 担 金													
	9. そ の 他													
計 (A)	38,468	42,299	39,985	89,406	64,581	58,344	59,150	62,808	66,471	70,137	73,399	75,677	79,043	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)														
純計 (A)-(B) (C)	38,468	42,299	39,985	89,406	64,581	58,344	59,150	62,808	66,471	70,137	73,399	75,677	79,043	
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	6,050	26,603	15,209	67,556	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
	うち職員給与費													
	2. 企 業 債 償 還 金	80,941	66,587	54,956	49,689	34,182	19,027	19,072	23,596	29,518	35,448	40,570	43,722	49,051
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金													
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金													
5. そ の 他														
計 (D)	86,991	93,190	70,165	117,245	84,182	69,027	69,072	73,596	79,518	85,448	90,570	93,722	99,051	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	48,523	50,891	30,180	27,839	19,601	10,683	9,922	10,788	13,047	15,311	17,171	18,045	20,008	
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	47,973	48,473	29,180	26,839	18,601	9,683	8,922	9,788	12,047	14,311	16,171	17,044	19,006
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額													
	3. 繰 越 工 事 資 金													
	4. そ の 他	550	2,418	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,001	1,002
計 (F)	48,523	50,891	30,180	27,839	19,601	10,683	9,922	10,788	13,047	15,311	17,171	18,045	20,008	
補填財源不足額 (E)-(F)														
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)														
企 業 債 残 高 (H)														

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分		年 度												
		R5 (決算)	R6 (決算)	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
収 益 的 収 支 分		34,215	32,707	30,723	22,359	16,251	12,748	17,419	22,611	28,121	20,536	24,678	28,363	31,495
	うち基準内繰入金	34,215	32,707	30,723	22,359	16,251	12,748	5,419	4,611	5,121	5,536	6,678	10,363	13,495
	うち基準外繰入金							12,000	18,000	23,000	15,000	18,000	18,000	18,000
資 本 的 収 支 分		38,468	30,799	24,985	22,206	14,581	8,344	9,150	12,808	16,471	20,137	23,399	25,677	29,043
	うち基準内繰入金	38,468	30,799	24,985	22,206	14,581	8,344	9,150	12,808	16,471	20,137	23,399	25,677	29,043
	うち基準外繰入金													
合 計		72,683	63,506	55,708	44,565	30,832	21,092	26,569	35,419	44,592	40,673	48,077	54,040	60,538

原価計算表

布設年月日 昭和30年4月1日  
 給水人口 3,032人  
 計算期間 自R8年4月 至R13年3月  
 (5年間)

収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	料金対象収支(A)-(B)
料 金 (X)	千円 67,147	千円 71,772	千円	千円 71,772
給 水 装 置 工 事 費	2,558	2,500		2,500
そ の 他	319	300		300
合 計	70,024	74,572	0	74,572

支出の部

項 目	金 額							
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	料金対象収支(A)-(B)				
営業費用	人 件 費	給 料	千円 3,103	千円 3,232	千円 3,232			
		退 職 給 付 費			0			
		そ の 他	2,483	2,909	2,909			
	経 費	動 力 費	2,463	2,563	2,563			
		修 繕 費	3,633	3,500	3,500			
		材 料 費			0			
	そ の 他	22,016	22,912		22,912			
減 価 償 却 費	83,742	85,340	7,393	77,947				
小 計	117,440	120,456	7,393	113,063				
外 営 業 用 費	支 払 利 息	7,003	6,143	3,460	2,683			
	そ の 他				0			
小 計	7,003	6,143	3,460	2,683				
合 計 (Y)	124,443	126,599	10,853	115,746				
	料金算定期間(開始)償却資産(期首残高)	千円 1,449,976	料金算定期間(終了)償却資産(期首残高)	千円 1,224,331	料金算定期間償却資産(平均残高)	千円 1,337,154	資産維持費率	3%
資 産 維 持 費 ( Z )	資産維持費=料金算定期間の平均償却資産残高×資産維持費率			40,115				
料 金 対 象 経 費 ( Y ) + ( Z )	(営業及び営業外費用)+(資産維持費)			155,861				
	(X)/((Y)+(Z))*100=			46.05				

<料金水準についての説明>

簡易水道事業は、料金対象経費に対する料金収入の割合が50%弱となる見込みである。これは、増収見込分を加味した推測であるが、それでもなお、料金でまかなうことが難しく、依然として厳しい状況が続くことが予想される。

独立採算による経営の実現は難しいところであるが、少しでも近づけるように、料金や経費の見直しを行っていく必要がある。

- 1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 2 起償償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「水道料金算定要領」(公益社団法人日本水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。